

とくぎんローンカードは次の規定によりお取扱いたします。

《とくぎんローンカード規定(貸越専用)》

1. カードの発行

とくぎんローンカード(以下「カード」といいます。)はカードローン契約書に基づき当行が発行するものとします。

2. カードの利用

カードは、カード発行口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行の現金自動預入支払兼用機(以下「預金機」といいます。)を使用して当座貸越借入金の返済をする場合
- (2) 当行及び当行が現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して、当座貸越借入金の払出し(以下「貸越金の払出し」といいます。)を行う場合。ただし、法人名義のローンカードは当行以外の支払機を使用できません。
- (3) 当行の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を口座からの振替えにより払出し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当行所定の取引をする場合。

3. 預金機による当座貸越借入金の返済

- (1) 預金機を使用して当座貸越借入金の返済をするときは、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による当座貸越借入金の返済は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの返済は、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

4. 支払機による貸越金の払出し

- (1) 支払機を使用して貸越金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書(兼カードローン実行伝票)の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による貸越金の払出しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出金額は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携先の支払機を使用して貸越金の払出しをする場合、1日あたりの払出金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (4) 当行および提携先の支払機を使用して貸越金の払出しをする場合、1カ月あたりの払出金額は、個人および法人各々について、当行所定の金額の範囲内とします。
- (5) 当行および提携先の支払機を使用して貸越金の払出しをする場合、払出金額と第7条に規定する自動機利用手数料等金額との合計額が払出すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、その払出しはできません。

5. 振込機による振込

- (1) 振込機を使用して振込資金を口座からの振替えにより払出し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証とその他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貸越金の払出しについては、通帳および払戻請求書(兼カードローン実行伝票)の提出は必要ありません。
- (2) 当行または提携先の振込機により振込む場合、1回あたりの振込金額は当行または提携先所定の金額の範囲内とします。また、1日あたりおよび1カ月あたりの振込金額は当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 振込機を使用して振込む場合、払出金額と第7条に規定する自動機利用手数料等金額の合計額が払出すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、振込むことはできません。

6. 各種サービスの利用

- (1) 当行の預金機を使用して当行所定の各種サービスを利用するときは、預金機の画面表示の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、届出の暗証と他所定の事項を正確に入力してください。
- (2) 当行の預金機で取扱うことのできる各種サービスの内容については、預金機の画面に表示します。

7. 自動機利用手数料等

- (1) 支払機または振込機を使用して貸越金の払出しを行う場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、貸越金の払出し時に、通帳および払戻請求書(兼カードローン実行伝票)なしで、その払出しをした口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の口座からの払出し時に、通帳および払戻請求書(兼カードローン実行伝票)なしで、その払出しをした口座から自動的に引落します。

8. 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により当行の預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の返済をすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が定めた金額を限度として、当行本支店の窓口

でカードにより貸越金の払出しを行うことができます。この場合、その払出金は所定の返済用預金口座に入金します。なお、提携先の窓口ではこの取扱いをいたしません。

(3) 前項による貸越金の払出しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書(兼カードローン実行伝票)および払戻請求書(返済用口座からの払戻しに使用)に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類を提示していただきます。

(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

9. カードによる返済・払出し金額等の通帳記入

カードにより返済した金額、払出した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機・支払機・振込機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払出した金額と自動機利用手数料金額、および振込手数料金額は別々に通帳に記入します。

10. カード・暗証の管理等

(1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ貸越金の払出しを行います。貸越金の払出しをしたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。

(2) 当行の窓口において、当行所定の払戻請求書(兼カードローン実行伝票)および払戻請求書(返済用口座からの払戻しに使用)に氏名、金額を記入のうえ、カード並びに当行所定の本人確認書類の提示により当行が本人であると確認のうえ取扱いしました場合にも前項と同様とします。

(3) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貸越金の払出しの停止の措置を講じます。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

(4) カードの盗難・偽造にあった場合には、直ちに本人から当行所定の届出書を当行に提出してください。

11. カードの紛失、届出事項の変更等

(1) カードを紛失した場合または住所、氏名その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

(2) カードによる1日あたりの支払限度額、1カ月あたりの支払限度額(双方とも支払機による貸越金の払出し、振込機による振込みの利用を含みます)は、当行所定の金額の範囲内で変更することができます。この場合、本人から当行所定の方法により当行に届け出てください。

12. カードの再発行等

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をお支払いいただきます。

13. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

14. 解約、カードの利用停止等

(1) カード発行口座を解約する場合、またはカードの利用をとりやめる場合には、カードを当行に返却してください。また取扱店を変更する場合も、事務手続上、同様の取扱いとします。なお、当行普通預金(決済用普通預金)規程により、口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおこたわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第15条に定める規定に違反した場合

②口座に関し、最終の返済または払出しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

15. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行普通預金(決済用普通預金)規程、総合口座取引規程、振込規程、およびカードローン契約書(当座貸越契約書)により取扱います。

17. 規定の変更

(1) この規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。